

経税部だより

災害に関する税務の取扱い

税理士 西川 真幸

表1

所得金額の合計額	軽減または免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円超750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円超1000万円以下	所得税の額の4分の1

表2

	雑損控除	災害減免法
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となる	災害による損失に限られる
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られる	住宅や家財(ただし、損害額が時価の2分の1以上であること)
控除額の計算または所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうち多い方の金額 ①(損害金額-保険金などで補填される金額)-所得金額の10分の1 ②災害関連支出の金額-5万円	上記、表1のとおり
参考事項	損失額が大きく、その年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以降3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できる	原則として災害を受けた年分の所得金額が1千万円以下の人に限る

表4 災害等により納付困難となった場合

要件	①災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することが困難なこと ②申請があること
納税の猶予の期間	1年以内。やむを得ない理由があると認められるときは、申請に基づき延長することができる
猶予金額	災害等により被害を受けたことに基づき一時に納付することが困難と認められる金額
担保	原則として必要(猶予金額が50万円以下または特別な事情がある場合は不要)
延滞税	猶予期間に対応する延滞税の全部または一部を免除

表3 災害により財産に相当な損失を受けた場合

対象国税	災害のやんだ日以前に納税義務が成立しており、災害により財産に損失を受けた日以降1年以内に納期限が到来する国税 ※例えば、納税義務の成立は申告所得税であれば暦年終了の時(12月31日)、法人税であれば事業年度終了の時となり、その後納期限までに災害を受けた場合が対象となる
要件	①災害により財産に相当な損失(被害額が全資産額のおおむね20%以上)を受けたこと(保険金等により補填される金額は損失額から控除) ②災害のやんだ日から2カ月以内に申請があること
納税の猶予の期間	その納期限(納期限が延長されている場合は、延長後の納期限)から1年以内
猶予金額	対象国税の全部または一部
担保	不要
延滞税	猶予期間に対応する延滞税の全額を免除

はじめに

東日本大震災をはじめ各地で災害による甚大な被害が発生している。被害に遭われた方にとっては、税務申告や納税のごとの話ではないと思うが、万が一災害による被害に遭われた場合の税務申告や納税については、さまざまな特例や軽減措置が設けられているので、概略を紹介したいと思う。

1. 申告期限の延長

被害に遭ったからといって申告義務が免除されるわけではない。災害等の理由により申告、納付などを期限までにできないときは、理由のやんだ日から2カ月以内の範囲で期限が延長される。これには、個別指定による場合と、地域指定による場合がある。

①地域指定

2. 災害減免法による所得税の軽減・免除

災害によって受けた住宅や家財の損害金額(保険金などにより補填される金額を除く)が時価の2分の1以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1千万円以下るときは、その年の所得税が軽減または免除される(表1)。

雑損控除と災害減免法の適用を受ける場合の違いは表2のとおりである。

- 被災代替資産等の特別償却の特例
- 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例
- 還付
- 源泉所得税の徴収猶予
- 住宅借入金等特別控除の特例
- 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る入居要件等の特例
- 相続税及び贈与税の課税価格の計算の特例
- 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る入居要件等の特例

3. 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、国税を一時に納付することが困難と認められる場

4. その他の特例措置

この度の東日本大震災においては、上記以外にもさまざまな特例や税制上の措置が設けられている。その一部を項目のみ紹介する。

- 特定の資産の買換えの例のみを紹介した。
- 消費税課税事業者選択届出書等の提出等に係る特例
- 登録免許税の免除特例
- 被災自動車に係る自動車重量税の還付
- 印紙税の非課税特例
- 各自自治体によって対応がさまざまであるので、詳細は確認されたい。
- (おわり)

日常診療と医院経営にすぐに役立つ

出版物のご案内

協会・保団連が発行



歯科診療報酬を項目ごとに解説し、豊富な症例を掲載。保険診療に必要な一冊です。
A 4判248頁
定価8,000円



デンタルスタッフ向けに、基本的な治療の流れ、処置内容を図解入りで分かりやすく解説。
A 4判 126頁
定価4,000円



特殊な医業所得計算から確定申告書の記載までを平易に解説しています。確定申告期に必須の書籍です。
B 5判 89頁
定価1,500円



歯科医院の先駆的取り組みを紹介し、医院経営に必要な心構えやさまざまなトラブルの対処法まで収載。
A 4判 220頁
定価8,000円



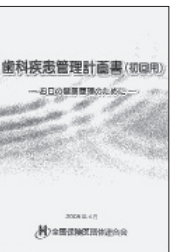
従業員の雇用管理、募集・採用、労働基準法による労働条件、就業規則、給与規定モデルなどを解説。実務書として最適の書。
B 5判 156頁
定価1,500円



歯科訪問診療での注意点や、全身疾患への対応、介護保険請求との関連などを掲載しています。
A 4判 80頁
定価1,500円



個別指導での指摘事項から指導、監査、審査のしくみと対応を説明。適切なカルテ記載のための一冊。
A 4判 118頁
定価2,000円



【患者への情報提供文書】
歯科疾患管理計画書、新製義歯管理、クラウン・ブリッジ維持管理、実地指、訪衛指に関する文書
B 5判 50枚綴り(複写式)
定価500円(送料別)